

朝霞市議会懲罰特別委員会

日 時 令和7年4月8日(火)午後2時開会  
場 所 第2委員会室  
事 件

(1) 外山麻貴議員に対する懲罰の件

---

出席者

遠藤光博	委員	長	ごん純一	副委員	長
田原亮	委員		西明	委員	員
渡部竜二	委員		野本一幸	委員	員
獅子倉晴樹	委員		利根川仁志	委員	員
石川啓子	委員		黒川滋	委員	員

欠席者

田辺淳 委員

委員外議員

外山麻貴 議員

傍聴議員

本田麻希子 議員 高堀亮太郎 議員

---

委員会に出席した事務局職員

稲葉竜哉	事務局	長	森田一広	事務局	次長
松原陽子	議会	総務	菊島隆一	議事	係長
矢澤宏人	議事	主任	熊谷祐樹	議事	主任

---

○遠藤光博委員長 それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

(午後2時)

---

○遠藤光博委員長 初めに、副委員長が欠員となっておりますので、副委員長の互選を行いたいと思います。

これより副委員長選挙を行います。

まず、選挙の方法について、投票によるか、それとも指名推薦によるか、御協議いただきたいと思います。

この際、暫時休憩します。

(午後2時)

---

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時2分)

---

○遠藤光博委員長 お諮りします。

副委員長選挙の方法については、指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、委員長の私が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なし認めます。

よって、委員長の私が指名することに決しました。

それでは、先ほど御意見もありましたけれども、副委員長にごん委員を指名します。

お諮りします。

ただいま委員長の私が指名したごん委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したごん委員が、副委員長に当選されました。

それでは、副委員長に当選されたごん委員に就任の御挨拶をお願いいたします。

○ごん純一副委員長 今回副委員長に就任させていただいたごんでございます。ちょっと体調が悪くて、熱は下がっているのですが、喉が変なのはちょっと御容赦ください。

浅学非才の身ではありますが、精いっぱい務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○遠藤光博委員長 どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩します。

(午後2時3分)

---

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時4分)

---

○遠藤光博委員長 それでは、本委員会に閉会中の継続審査となっている外山麻貴議員に対する懲罰の件を議題とします。

本件については、11月25日の委員会において、次回の委員会に外山議員をお呼びし、質疑をするということで継続審査となったものです。

なお、外山議員に申し上げます。発言に際しては、懲罰に関係しますので、慎重に発言していただくよう、よろしく願いいたします。

また、前回の委員会でも申し上げましたが、外山議員が発言取消しをした文言が含まれている発言をした場合には、会議録には載らないということを承知おきいただき発言いただければと思います。

それでは、外山議員に質疑のある方は質疑を許します。

質疑ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 それでは、何点か確認させていただきたいと思っているのですが、この委員会もそろそろ結論の方向も考えなければいけないのかなというふうに思っています。結論を出す上で、今日は外山議員に御足労いただきまして来ていただいているので、最後に、最後にとというか、何点かその確認をさせていただければなど。その外山議員の回答というのですか、気持ちというか、その思いを確認しながら、この委員会の結論の判断ということにもならないのかなというふうに思うので、改めて確認の意味ですが、前回の委員会でも御確認をしたことも踏まえて、ちょっと何点か質問をさせていただければなどというふうに思うのですね。

前回の委員会で確認をさせていただいた件は、議場での発言については謝罪、発言の取消しがあって、その後すぐに、集会での謝罪内容とは真逆な発言があって、この委員会で確認をしたところ、初めは両方真実ですというような発言があって、その後から、よく考えれば、集会では気持ちが高揚してしまっていて、ついあのような発言になってしまいましたが、本当は議場での謝罪、撤回、取消しの発言が真実であったという内容の発言があったと思います。

その思いは、今も変わらないでよろしいですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 はい。

○遠藤光博委員長 利根川委員。

○利根川仁志委員 議場での発言が真実だったんだと。その集会の発言は、よくよく考えたら、気持ちが高ぶってしまっていてああいう発言はしたんだけど、議場での発言が真実なんだということが、今、確認ができました。

議場での発言、その謝罪は、何回も申し訳ない、確認をしますが、このたびは、伝聞による不確かな情報や一般的な解釈による事実誤認、また感情的な名誉棄損的発言など、議会の

名誉を傷つけるような発言をしてしまったことに深く反省をし、御指摘の9点については発言を取り下げ、撤回して謝罪をさせていただきます、大変申し訳ございませんでした、こういう内容の謝罪、撤回があり、これが真実ですということが、今確認をしたらあったのですが、この発言が真実ということであれば、今後このような、取り消すような、謝罪をするような発言はもう行わないということによろしいですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 はい。朝霞市議会議員として、真実相当性というものが求められる場で発言する場合は、気をつけて発言したいと思います。

○遠藤光博委員長 利根川委員。

○利根川仁志委員 はい、分かりました。市議会議員として政治倫理条例もつくらせていただいたということも踏まえて、常識的にやっていただけるって。

それは、今、朝霞市議会議員という話がありましたけれども、それは個人として、もしくは、もしくはとというか、それはつばさの党としても同じ思いで、こういう伝聞による不確かな情報だとか事実誤認だとか名誉棄損だとかということは、個人、そしてつばさの党も、それは同じ考えでよろしいですか。

○外山麻貴議員 つばさの党もと申しますと……

○遠藤光博委員長 発言を、手を挙げていただけますか。  
外山議員。

○外山麻貴議員 基本的には、真実というのは主観も含めて真実というものがあると思っています、人によって真実っていうのは違ってくるころがあると思います。なので、私たちも、支持者の方がいらっしゃるので、そういう方とお話しするときは、やはり私たちの真実というものがあると思います。

ですけれども、やはり朝霞市議会議員として議会で発言を求められたり、公的な場で発言を求められる場合は、より主観的なものというよりは公共の福祉、そして、もっとより広く一般的に求められる内容というものがあると思いますので、きちんとわきまえて発言したいと思います。

○遠藤光博委員長 利根川委員。

○利根川仁志委員 基本的に、公職の立場である市議会議員という立場があるのですけれども、私的には、つばさの党としても、そういう伝聞による不確かな情報だとか一般的な解釈だとか事実誤認だとか感情的な名誉棄損的な発言というのは、慎んでいただきたいなと思っているのですね。

今年1月24日、つばさの党の代表の方が朝霞市長選に出るということで、SNSを発信されました。内容が、俺の女をいじめていたやつらがいるようだけど、すさまじい量のYouTube広告攻撃を食らわせてやるよと。同僚議員の名前を名指しして、お前ら、覚悟していろよと、俺を怒らせたよな、お前らというような発信があったのですね。これって、全く脅迫なのかなって。以前も、私も脅迫めいたことをSNSで発信をされたのですけれども、市長選、どこかの選挙に出るっていうことは、私的には何の興味もなくて、ただ、市民の方から言われるのは、今回の市長選も供託金没収になりましたよね。市民の皆様は、血税が党の運営に使われているのではないのっていう問合せとか質問ってあるっていうことだけは、ここで言うておきますけれども、党としてそういう脅迫めいたこと、今の文章の脅迫めいた

ことというのをぜひやめていただきたいし、外山議員は公職の議員として、また党のある意味中心者というか中枢としているんだけど、その脅迫めいた発言や発信、事実無根な発言、発信というのは、それは行わないように党としても務めてもらえますかという質問ですけども、いかがですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 それは私の発言ではありませんし、私としては、基本的に私の意見を党内で言うことはできますけれども、ほかの人の行動を縛るということではできませんので、党として言わないでくれと言われましても、この懲罰委員会というのは、この議会の中での発言というものを懲罰するものであって、政治活動とか普段の党活動についての行動を縛るものではないと認識しておりますので、そこまで、私自身の考えとか、そこでいろいろと自分に、今回の出来事ということで自分自身が気をつけていたり、自分を戒めていたりすることはできますけれども、ちょっとそれ以上のほかの人の行動まで縛れるかといったら、それはちょっとお約束はできないです。そこまで懲罰委員会が縛れるものとも思えません。

○遠藤光博委員長 利根川委員。

○利根川仁志委員 そうなのですけども、めちゃめちゃつばさの党の発信で、あなたが所属するつばさの党の発信で、少なくとも嫌な思いをしている方が多くいらっしゃるということだけは御理解をいただければなというふうに思います。

今後は、市議会議員、公職の立場として、倫理条例にもものつとりながら、そういう批判的なことはもう一切しないということで、これは、前回のこの委員会のために、私、確認したら、もし議場で言ったことが真実ですって、ほかでもうそういう発言はできませんよって言ったら、外山議論は答えられなかったのですよ、そのときはね。今日、確認改めてさせていただければ、もう人を批判するような、名誉棄損的なようなことは言わないということだけ、最後に確認させてください。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 名誉棄損的な発言というのはしてはいけないことは認知しておりますし、朝霞市議会議員としての自覚の下で、これからも発言していこうと思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 外山議員にお伺いいたします。

今、他の人を縛ることはできないということで、一般論としてはそのとおりだろうと思うのですが、これは撤回されているのであれなのですけれども、でも、その後の党のホームページ、YouTubeでは、引き続きまだ言っていると思うのですが、宗教団体のストーカー行為ということでやっているけれども、これ、よくよく聞いてみると、たまたまそのストーカー的な行動をしていたのが宗教団体の会員であって、組織としての決定は出てこないのですよね。実際恐らくそうだろうと、その人間関係の中でそういうことをやった可能性はあったとしても、一会員が勝手にやったことが、その宗教団体の指令でやっていたとも思えないのですよね。

そういうことを含めて、他の人を縛ることはできないって一般論はよく理解できるのだけれども、こういう類推をしているということはどういうことなのか、その会員たちというのは、会の指令でしか動かないのか。私は、人間というのはそういうことはないだろうと思っ

ているのですけれども、その辺どういうふうに考えているのか。まだY o u T u b eでは、この撤回した意見に関するようなあれを、この間の市長選挙の前後に流しておられますよね。市長選挙の現場でもそれを言っていたということで、これ、外山議員ではないけれども、つばさの党なのか、Qなのか分かりませんが、話していましたよね。引き続き言っているということは、そういうふうに見ているということと言うと、先ほどの党としての他の人を縛ることはできないと言っていることと、内容矛盾しませんか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 何が矛盾なのでしょう。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 問題発言があったという中に、指摘した中に、宗教団体が——をしたと議場で言いましたよね。そのことを問題視したと思うのです。

そのことは、確かにそういう問題行為の被害を受けた方いらっしゃると思うけれども、宗教団体の指令としてやったとは、どうも違う話だと思うのですよね。その末端の会員がたまたまやっていたということでしかないような話だと思うのですね。

そういうふうに、一方ではそれを全部一体化して、会員と組織が一体化しているようなことを言いながら、片やつばさの党のような小さい政党で、意思疎通もかなり緊密にできるような関係性の中で、他の人は縛ることができないと一般論をおっしゃったけれども、その矛盾ってどういうふうにかえたらいいのですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 それで言いますと、——と私は今、接見禁止になっておりまして、実際会って話すことも、メールや電話で話したりすることも、一切交流は禁止されておりますので、基本的に——に対して伝言することも禁じられておりますので、——の行動を私が止めると言われましても、基本的に裁判所から止められている行為でございます。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 そうすると、市長選挙を前後してY o u T u b eで流れた幾つかの懲罰動議に関する各団体への非難は、これは接見禁止の相手が勝手にやっているというふうに理解したほうがいいのか、それとも、やはり党の考えとして、しばらくまだそういうものは持っているというふうに考えたほうがいいのか、お伺いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 党の考え、基本的にももちろん、つばさの党として、——が組織活動の本部長という位置にいますので、——の方針で活動している面というのがあります。

基本的に、私もそもそものこの問題となった発言のときも、——の個人的な経験でというところでお話しさせていただいたと思いますし。なので、基本的に私の主張としては、倫理条例ということで縛っても、——自身が、今は朝霞市民なのですけれども、その当時は朝霞市民ではなかったもので、朝霞市民でも候補者でもないもので、倫理条例で縛ることは難しいのではないかという意見だったので、基本的に、そこが——の政治活動の根本なので、私がどうこうできるものでもないです。

○遠藤光博委員長 黒川委員、ちょっと待って。

質疑に対しては、懲罰の内容に沿ってしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

黒川委員。

○黒川滋委員 そのときそういうふうに行ったということなので、自分の趣旨ではないみたいない方になっているのですけれども、その辺については、先ほど議場で言うべきではないという言葉だったと思うので、仮に第三者の口を借りてでも、そうした各団体がやっていないことや、合法であることや、あるいはそこまで意図してやっていないことを言って、宣伝のような取られ方するような話法については、今後議場においてはやらないということによろしいのですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 はい。議場というのは、やはり公的な書類として後に残りますし、より厳密な真実に、事実ののっとった発言が求められる、正確性が求められるので、やはり意見の対立がある観点ですとか、きちんと實際上、人によって見方が違う、そういうことについて、あたかもそれが事実であるかのように発言するというのは、議員としてはふさわしくない発言だったと思いますので、その点については、今後二度と発言しないように気をつけたいと思います。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 懲罰に該当する事実関係ではそれでいいかと思うのですけれども、間違っことをやったときの誠意ってありますよね。謝ったそばから、また謝ったことを否定するって、この間、前回のときに話題になったと思うのですけれども、謝ったそばから否定すると、真っ向から否定するようなことをやるということとなると、それは謝ったことの誠意が疑われるわけですよね。

今回、議場ではもうやらないということの発言なので、議場という局面だけを見れば、それは反省を、意を見せたということになるけれども、それが本気で謝っているかどうかということがやはり問われると思うのですね。そういう中で、議場の外では言うよというような留保がつくのか、それとも、議場の外であっても市議会議員として取られる場面とか、あるいは公の意見として取られる場面では、そうした誹謗中傷的な発言というのは自分で抑えていくのか、それとも、いや、そこは議場とは関係ないと、懲罰の対象ではないから、真反対のことを言う可能性もあるという含みなのか、その辺についてちょっとお答え願えますか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 基本的に、私も朝霞市議会議員としてどういう発言がふさわしいのかというのは常に考えていきますし、もちろん私の支持者の方の指示というものもあります。なので、そこら辺は基本的にきちんとわきまえながら、気をつけて発言していきたいと思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

野本委員。

○野本一幸委員 いろいろ今お話がありましたけれども、この懲罰委員会というのは、議場の撤回、取消しを求めた、その後の話で、外山議員の口からいろいろ発言したことが問題になってきたと思うので、そういう面ではやはり、今も再三いろいろな、利根川委員もそうですし、黒川委員の発言にもありましたけれども、十分注意していくことを言われていました。

ただ、本当に市議会議員として、我々もそのような偉そうなことを言う立場ではないけれども、やはり市議会議員としての重みを持ちながら、それぞれの党というのはまたあると思うのですけれども、ただ、市議会議員というのは、外山議員、つばさの党は1人だけですし、その辺の重さをどう感じているのかなど。やはり支持者の方たちと一緒になった状態で話を進めると、やはりいろいろな問題が起きてくると思うのですよね。

そういう面では、今後の市議会議員として活動について、どういう形でこれから進めていこうとするのか、これ、懲罰委員会ですから、その辺大変大事なことだと思うのですよね。その辺どうですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 つばさの党の中では、私が今現在は1人しか公的な仕事に就いている者がいないので、基本的には私の発言というのはより倫理観が求められる、一般常識とか倫理観が求められると思います。

なので、自分の発言についてはより、今後きちんと朝霞市議会議員としての自覚を持って発言していきたいと思っています。

○遠藤光博委員長 野本委員。

○野本一幸委員 今、そういう発言がありました。本当に一つの団体としてわあわあ、わあわあ言っていくと、意外とぼろっと口が滑ったりとか、そういう部分もあるとは思いますがけれども、やはり我々公的な人間と言う場所、言う場所は、この問題になったのは講演会の中での発言が大きな問題になったと思うのですね。それがアップされなかったら、別に問題にならなかったと思うのですよ。そういう面で、そのぐらいやは外山議員の発言というのは、朝霞市として、朝霞市民の代表としての重みというのがあるというのは、これだけは絶対に自覚をして、これから議員活動をしていっていただきたいなと思います。

ただ、もっと極端に言えば、そういう中で、各党のいろいろなことは各党のやり方もあるのでしょうけれども、朝霞市議会に対してあまりにも、人がどうしようもないなっていうような思いをさせないような、そういう言動と行動をしていっていただければ、私はいいのではないかなど。一つのこれ、機会として、本当に利根川委員も冒頭言われましたけれども、あんまりこういう会というのは長く延ばすものではないし、ある程度早めに結論は出さなければいけないなとは思っていますけれども、そういう中で、外山議員も市議会の議場ではそれなりに一生懸命やっている姿というのは私も見ていますけれども、やはり表と裏が全く違うような、そういうのはどうなのかなど思うのですけれども、それは本人の活動の仕方ですから、その辺が一体になるような形で、これから反省していただいて、議員活動続けてほしいなど、続ける、続けないは本人の意思でしょうけれども、そういうふうに思います。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 今回、我々が結論出していこうという方向に向けていくときに、やはり忘れてはならないのは、市民の納得性だと思うのですね。朝霞市民が、朝霞市議会何やっているんだっていう感覚になっている可能性がある。そういうことから、議会事務局に4月のさきの衆議院補選以来、140本の抗議電話がかかってきて、それは外山議員が直接受けるわけではなくて、議会事務局職員が受け続けてきたということだと思うのですね。それから、我々議員のところにも様々な御意見もあったし、時には強烈な抗議もいただきました。それは、



本人に直接伝えることもできずにいたわけです。そこが話の発端としてあって、倫理条例と報酬の条例と、制定するのと改定するということになって、その過程の中でこの問題発言が飛び出したと。この落とし前って、やはり市民の皆さんがどう納得するかというところが落ち着きどころだと思うのですね。

そういう中で、やはりこの間も、外山議員が直接やったわけではないけれども、開票日にはやはり一緒だったということが分かったのですけれども、我々政治家同士には攻撃はしてこなかったけれども、御党の仲間が通行人に対して暴言を吐いたり、時には捕まえて反論してみろなんていうことをやったり、相変わらず映像と拡声器を人を脅かす道具に使っているという状況に関して、やはりちょっと私も危惧するところがあるのです。

これはいろいろ皆さんにも見解の違いあると思うのですけれども、兵庫県でも結局そういうことで選挙情勢が曲げられたり、あるいは物を言いにくくなったり、時には真相究明に当たっていた県議会議員さんが自殺されたり、そういうこと起きているわけですね。そういう活動のスタイルに関して見直すということは考えられているのですか。正当な言論で、多少事実誤認のことを言って、それで世の中よくしたいという気持ちならまだいいのですけれども、やはり今回の場合、市長選挙で見たのは、罪もない、故意もない、多少やじを飛ばした市民に対して、大声でマイクでどなり散らして、それを映像にして公開するみたいなことをやられていたわけですから、それが外山議員の仲間としてやっているということに関して、これでいいのかという感覚はお持ちではないのか。もちろん、決して大きな政党ではないので、そうやって何かの力を使わなきゃ抵抗できない、運動ができないというのはあるのかもしれないのですけれども、ただやはり人の強迫観念に、脅迫されるような恐怖感に訴えるようなやり方というのは、変えていかれることがあるのかどうか、お伺いいたします。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 江東区補選のときも、今回の市長選は私、基本的には裏方に徹してしまして、運動は出なかったのですけれども、江東区補選のときから、私の意見としては、乱暴な言葉遣いはしない、相手を愚弄するようなことは言わないということはずっと、私は主張していました。でも、基本的にはちょっと3人が行き過ぎたということもあって、その点については、3人も行き過ぎたところを認めて、今後は突撃という形は取らないということも表明しておりますし、では、あの市長選でちょっと乱暴だったのではないかというところについては、私も基本的に乱暴な言葉遣いや相手を嘲笑するようなことはやらないでくれということ、私の意見としてはずっと主張はしてきました。

基本的に、その上で、当人が行った活動がどういうふうに取り扱われたかというのは、私自身も止め切れなかったところはあるなと思いますけれども、基本的に私としては、もめるようなことはしないでくれということはずっと主張していますし、基本的には、私の意見としては、この乱暴な言葉遣いや他人を挑発するようなことというのはやめてほしいという、それはすべきでないという意見はずっと言っています。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 その認識は正しいですし、恐らくそういうことだったろうとは思っているのですけれども、問題は、やはり映像に撮ってさらされるということに対する恐怖感というのが、私たち政治家だからしょうがないだけけれども、一般市民にはあるわけですね。今回の市長選挙を見ていると、我々政治家同士に対しては非常に、非常って言い方はないけれども、ご

く普通の対応を取ったなという感じはしているのですけれども、やはり移動中に見聞きする話とか、市民からいただいたお話とかを見ると、相変わらずやはり映像に撮ってさらすということを中心に、普通の人にはちょっと耐え難いようなことをして、だから、触らぬ神にたたりなしみたいな扱いをして、みんな逃げていくというようなことが起きていたわけですね。

この一連のこの問題点ということをとると、やはりそういう手法というのは今後取らないでいくのか、朝霞市民をちゃんと安心させられるのかどうなのか、そこをちょっと聞きたいなと思います。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 手法を取らないというのはどういうことですか。ライブ配信をしないということですか。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 例えば、討論をやっているところをライブ配信するって、それは否定しませんよ。だけど、街頭で通行人を撮って、その通行人が気に入らないことをしたからといって、ライブで撮ったものを配信して、ちゃかして流すみたいなこと、こういうことはもうやらないということは言えるのですか、御党は。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 基本的には、私は、なるべく通行人の方とかそういうのは映らないように配慮していますし、本人、何ていうか、どの点を言っているのか分からないですけども、突っかかってきた人を映すということですか。トラブルになったところを映すと。

○遠藤光博委員長 黒川委員、先ほども言いましたけれども、質疑の点を……

○黒川滋委員 確かに議場のことではないですけども、これ、市民が納得していないということの一連のことでは、こういう脅迫めいた政治活動をされない安心がない限り、結論を出すということには至らないと思っているのですね。だから、そういう意味では、撮らない、その人を撮らないからいいのだけではなくて、カメラ持って追っかけまわすようなこと、そのもの自体はやめるのですか、やめないのですかって、流すか流さないではなくてね。

実際にはこの間も、市長選挙でも、有権者は流していませんけれども、有権者に対してカメラ向けながら、その突っかかっている市民に対して罵声を浴びせかけているような映像は流れていましたよね。それに関して、そういう手法はやめられるのかどうなのか、このあたりがやはりはっきりしないと、市民はなかなか結論を出すのに納得しないと思っているのですね。その一連の行動を改善していただくことと、議場でのこの発言の撤回がきちっと重ね合わせられないと、ちょっと結論を出すにはまだまだ話があるなと思っています。

そういう意味では、どのような変わったことを言うのも、私、言論の自由だとは思っていますけれども、言う分にはいいのだけれども、そうやって市民を巻き込んだり、他の政治勢力とけんかになるようなことは、党としてやめていく方向できちっと考えていただけるのかどうなのか、そこを確認したいと思います。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 私がやっていることではないので、それをやめるのかと言われても、私はやっていませんので、基本的に他人を止められるかどうかという問題になってくると思うのですけれども、基本的にうちの党首は今後、政治活動よりもビジネスに力を入れると思っていますし、選挙には出るとは思うのですけれども、基本的に主軸をビジネスに移していく

と、ここ数年はというふうに発表していますし、基本的に、今回の活動で逮捕、起訴されておりますので、同じようなことをやったらまた、この裁判の結果が出てこちらが勝たない限りは、同じようなことをやってもまた逮捕、起訴、勾留されるリスクがありますので、そういったことについてはもうしないというふうに、本人も言っております。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 釈放の取消しになるからやらないのか、市民がやはり怖がっているからやらないのか、そこはすごく、やはり我々市民の代表機関として問われると思っているのですね。ああ言えばこう言うで、同じようなことを違う対象にやり続けると、やはり市民、なかなか納得してくれないと思っているのです。

つばさの党の固有の主張を幾ら主張されても構わないと思っているのです。それはどんどんやったらいいと思うのです。ただ、やはりそうやって市民が駅周辺とか、御党が演説している会場の近くとか近寄るのが怖いと思うようなことを、どこまでやめられるかということだと思っております。それがないと、市議会としても、外山議員こうやって改心しているから、これで結審させようかというふうにはまではならなくて、やはり皆さんそういう、もう何か嫌だなと思っている気持ちに、あるいは嫌だどころか恐怖感みたいなものを持っている気持ちに、なかなか市議会が何もしてくれなかったって、そういう話にしかならなくなってしまうと思っているのですよね。

それともう一つは、党なんだから、組織性があると思うのですね。自治能力があるのですね。組織の話をしているときに、私は違うという、人間としての違いの問題とすり替えるのは、話が違うと思っているのですね。もちろん、それが全部に徹底するなんていうことはあり得ないですけども、その方向で努力されるかどうかというのはすごく大事だと思うし、今までいろいろな組織が社会問題を起こすたびに、その組織はきちっとそういうふうに改心して、これはもうやらないということを明確に言ってきていると思うのです。それで市民権を得ていると思うのですね、その組織はね。だから、そういう点ではどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 ちよつとうまく伝わるか分からないのですけれども、ずっと私は、江東区補選のときから、もう乱暴なことはやめてほしいし、トツとかも、そういうのはやめてほしいし、基本的には、もちろん政治的な質問というか、政治的な内容で相手に対して問うていくということはきちんと問うていったらいいし、質問しにいくというスタイルも、私的にはあっていいのではないかと、合法なのではないかと思っていたので、それはいいのだけれども、やはり乱暴なやり方をすると相手に聞く耳を持っていただけないので、そもそも。なので、乱暴な手段でやることはやめてほしいということは、ずっと主張していました。

そこは本当に、この朝霞の花火のときからずっとずっと私は主張していたことで、一般の人を許可もなくカメラに映すこともやめてほしいし、撮るというんだっただらば、最初に許可を取って、許可が出た人を映すということにしてくれないと、基本的に、私たちというのは YouTuber 的なところがあるので、配信するのが当たり前という文化があるのですね。ですけども、一般の方というのは、やはりカメラに映るということ自体、それがそのまま直に SNS に映ってしまうということは、すごく抵抗感があることだと思うので、基本的にはそれに、一般の人はなるべく、かなり画角には気をつけて、映りそうな場合は、ここでカ

メラを撮っているの、映りたくない人は後方に回ってくださというふうに声をかけるとか、映したい場合はきちんと事前に許可を取ってから映してくれというのは、私もずっと主張していますし、党内でも主張していますし、そこが基本的な感覚として、ライブ配信が当たり前の文化というのがY o u T u b e r 的にはあるので、でも、一般常識からいうと、そこは受け入れがたい人が当たり前なんだということは、基本的には、私はこれからも主張していきますし、自分の配信のときには気をつけてやっていきたいというふうに思っています。ずっとそれは、こういう逮捕、勾留される前から主張しています。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

渡部委員。

○渡部竜二委員 ごめんなさい、初めてなのに質疑させてもらって申し訳ないです。

今までのちょっとやり取りの話を聞いていたら、ちょっと僕、今思ったのは、党の中で、まず外山議員のお立場、党の中で、例えば、それはやめるぞとやってやめてくれるような立場なのかどうなのか。例えば、外山議員は、私は言っていますと、私はやめるように言っていますと。ただ、実際に党の行動としては、想像ですけれども、そのような関係ねえって言われて、外山議員は止めているのに、外山議員には止める力がなくてね、止められるような役職ではないから、そのような質疑になっているのかなと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 私の党の位置としては、3人が逮捕、勾留される前は広報担当ということで、役職についているわけではない、一般党员の中で広報部という感じだったのですけれども、3人が逮捕、勾留された後は代表代行として、代表の代わりということで一応やってきまして、その後、一応役がついたというわけではないのですけれども、党の中での役員の方には出ていますし。なのですけれども、基本的に、——、根本とは接見禁止がついていますので、直接話せるのが、つばさの党の役がついている中では——しかなくて、基本的に、私もかなり意見は言っていますし、ずっと私が主張して行って、ある程度納得したら受け入れてくれるという過去もありますけれども、基本的に——のほうが代表なので、そこは、私のほうが上という立場ではないです。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

渡部委員。

○渡部竜二委員 ありがとうございます。

今話を要約すると、党の代表代行だったときがあるけれども、今は、基本的には代表——さんの御意見しか通らないという状況ですよね。ということは、今までの質疑の中で、いろいろ党の話が出てきたのですけれども、結構話長かったので、まとめると、党のことは止めることができないわけですね。——さんが決めたことが全てであって、党のことは止めることはできない。そのような中でも、外山議員は党の中でやめてほしい、倫理的におかしいことはやめてくれということは伝えていきますということで、ただし、止まるかどうかは——さんの考え次第なので分かりませんということよろしいですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 はい。基本的には——が代表で、私はそれの下で動いているという形になりますので、党の方針を全部私が決められるという立場ではないです。

でも、基本的には、小さな党ですので、人数も少ないですし、党員という形もまだ基本的には取っていないような、まだがっちりした党ではないので、基本的には私にも責任があるという意識ではいます。

○遠藤光博委員長 渡部委員。

○渡部竜二委員 今回、この懲罰の中で出てきたような質疑内容とか懲罰委員会で決定がなされたことというのは、外山議員のつばさの党の一員として、ちゃんとしっかりと党のほうには意見は言っていくということで、認識で大丈夫ですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 はい。いつも、私もずっと意見は主張していましたし、これからも自分の意見は言っていくつもりです。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

野本委員。

○野本一幸委員 今、お話聞いていて思ったことは、外山議員もそれなりにはやっているのかなということは伝わってきますけれども、ただ、それを実際に実行できるできないは、本人の力がまだまだそのようにあるわけでもないし、それだけの影響力がないという話も聞きましたけれども、ただ、やはり我々、朝霞の市議会議員として、外山議員も市議会議員ですから、その辺のぜひ広告塔にならないように、今、それぞれいろいろなことをやれば、私は注意していますよという話もありました。ただ、それを党のほうで受け入れてくれるかくれないは別だと。そのようなの、私はどっちでもいいのだけれども、ただ、市議会議員としての一つの重みというのを十分感じてもらいながら、やはりそういう悪い広告塔にはならないように、そのぐらいはできるでしょう。自分でY o u T u b e 配信したり、それを、人の誹謗中傷するようなことは言わないで、外山議員自身は市議会議員としての自覚を持って行動して、これからいけるのかなと、その辺の気持ちを聞きたいですね。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 私たちも政党なので、基本的に、私たちの主張というものもありますし、真つ当な批判というのはしなきゃいけないと思っっているのですけれども、そこが、やはり誹謗中傷になったり、あまりにも過度に攻撃的になると、それは一般的な方の共感も得られないし、やはり相手に対して威圧を与えるような政治活動にならないほうがいいと、私は思っているので、そこは、私はあくまでも公職にある身として、朝霞市議会議員としてふさわしい言動は何かということはきちんと考えて、これからも発言していきたいと思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに。

野本委員。

○野本一幸委員 政治活動を妨げるという意味で言っているのではなくて、それぞれ、つばさの党もそうかもしれないし、ほかにももっと結構ひどい、ひどいというか、わあわあ、わあわあ言いながら選挙活動している、そういう党も結構あるわけですよ。ただ、我々が今議論しているのは、市議会議員として外山議員が先頭に立って、そういう普通の常識に沿わないようなことをやられたら、やはりこれは市議会議員としての一つの重みというのがなくなるのではないかなと。それは、つばさの党自体を私は否定するものではないけれども、いろいろそれぞれ、N党とかいろいろ党があって、そういう中で選挙活動の仕方というものもあるだ

ろうけれども、我々が今、外山議員にこういういろいろな意見を言うのは、市議会議員の同僚議員であるから言うのであって、その辺をぜひ自覚しながら、変なことがYouTubeに、これは外山議員が言っているんだよっていう、そのようなこともないような形の自覚を持った政治活動を、私はこれからしていただきたいなど。

その辺、どうですか。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 基本的に、きちんと朝霞の市議会議員としての自覚を持って活動していきたいと思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 議会の名誉を傷つけるような発言をしたということで謝罪があったのだけれども、名誉を傷つけているのは、議会だけではなくて、先ほど黒川議員が指摘した特定の宗教団体だとか、また政党だったり、個人だったりってあると思うのですね。ただ、その9点については撤回し謝罪をしているという、発言をした、自分の批判をした確認もせず発言してしまったということに関しては、深く反省をしているということだとは思っただけけれども、今のやり取りを聞いていて、自分は注意をしていますって言ったとしても、党としてがんが批判をしている中に外山議員がいたら、それって何か反省も何もないなって思われるのだけれども、それも、実際は外山議員自身がもう個人として政党の影響がなかなか自分の発言では左右できないっていうのであれば、今野本委員が言ったとおり、個人として最大限に注意をするということは、実際にそういう現場にも行かなかつたり、注意をするというのは、それはぜひやってもらいたい。別にそういう思いがあるものなので、答えなくても別にいいのだけれども、そこは本当に注意をして。

今まで言っているとおり、引き続き外山議員が公人として、また議員として、私はこうありたいということをつばさの党に言い続けて、努めさせてもらいたいなって。これから外山議員自身の言動だつてみんな見ているわけですからね。どこで何を言おうが、みんなその情報って入ってくるものなので、こうやって今反省をして、議場での反省が全てですっていう話だったので、それにたがうような内容があつたら、また別なことを考えなければいけないということも、認識をしておいていただきたいと思います。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 確認させていただきたいのですけれども、撤回された分については、今後公言しないか、あるいはきちっと正確な表現に切り替えていくということによろしいのですかね。

先ほどの市民の納得性とは別に、これ多分文字の問題として、9点にわたり指摘しまして、撤回された部分もあつたと思うのですけれども、そこに関しては、例えば、宗教団体に関して言えば、これはたまたま偶発性の相手が宗教団体で、宗教団体の指示がなかったかもしれないし、恐らくしないだろうと、普通の常識で言えばそういうことだと思っただけけれども、例えばこれ、別なことでも言えると思うのですね。

例えば、私などは出身が労働組合ですから、労働組合の組合員が何か不法なことをやって、たまたまやった3人がみんな労働組合員だったけれども、これ労働組合の指示でも何でもないので、何とか労働組合の犯罪行為だとか、そういうことを言われたら、ちょっとたまらな

いですよ。そういうような発言に関して、きちっと正確性を期して、もちろんひどいことをされた人は守りたいという気持ちは分かるし、そこをきちっと抗議の声を上げていきたいというのは分かるけれども、そこを一足飛びに何かのせいにするような言い方をしないとか、その次の、例えば、労働組合の選挙の在り方について、政治的自由という基本的人権の部分を全くすっ飛ばして、世界でもまれに見るような規制をそのまま認めるような物の言い方をするとか、あるいは政党がいろいろな政策を推進するのに、証拠もなく、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、人々に嫌われている国にお金が流れているみたいな、そういう言い方をするというようなことは控えながら、もちろんそこに一面として、外山議員がこの人たちの言い分を代弁しなきゃいけないとか救わなきゃいけないとか、そういうのがあってのことはあると思うのですけれども、そこをやるのは構わないのだけれども、そのときに一足飛びにそういういろいろな話に結びつけて、ありもしないことを言って、それらの組織や団体の人たちに迷惑をかけるということは、もうこれは控えていただくということになるのでしょうか、お伺いいたします。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 宗教団体のストーカーのことについては、うちの党としては主張してきましたし、そういうことがあったのですけれども、組合系のことですとか、あとは————のことについてなどは、私の発言のときからもそうなのですけれども、そういうことがあったというふうに断言はしないようにしているのです。一応、そうなのですかと質問をしに行くということで私たちもやっていて、基本的にももちろん、その表現が相手にとっては事実無根なことを言われて失礼だというふうに感じられるとは思っているのですけれども。

なので、基本的にそういうことについて断言したり、主張したりするということは、やっではいけないことだと思うので、そこについては今までも気をつけていましたし、今後も気をつけて発言するようにします。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 そうすると、こうした批判をするときに、立証責任という言葉があると思うのです。私たち市議会が外山議員のことを問うたときに、疑わしきは罰せずという言い方をしたんだけど、疑わしきは罰せずというのは正しい言葉ではなくて、刑事訴訟法では立証責任というのですけれども、相手がおかしいと思ったときには、相手がおかしいことをきちっと立証しなければいけないということなのですよ。そうしないと、言われた側は言われ損という話になるのです。

そういう意味で言うと、今後こういう話があったときに、きちっと立証し切るということはされるのですか。宗教団体だったり労働組合だったり政党だったりを批判するときに、その論拠となることを、きちっとある程度証明するための立証責任を負うということでのいいのですか。それとも、そうではなくて、聞いた話をそのまま言うということが続けるのか、そこをお伺いします。

(何事か呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 ちょっと分からなかったのですけれども、立証責任を負うというのは、それを質問する場合は、その責任を、その真実を証明する責任を負ってから質問しろということですか。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 一応、質問される義理はないんだけど、これ、対話的にやらなきゃまずいと思うので、私のほうから答えますけれども、刑事訴訟法では、相手が容疑があるといったときには、その容疑をきちっと、どういう容疑があるのかという事実を押さえて言わなきゃいけないということになっているのですね。これが、適当に言って、お前、このような疑いあるのだろうということを公言されたら、された側は言われ損ですよ。多くの人は、そういう疑惑を持って見ちゃいますよね。それがもし事実ではなかった場合というのは、取り返しつかないですよ。だから、立証責任というのがあるのですよ。立証責任をきちっと負った上で、こういう批判はされるということでもいいのですか、各民間団体とか民間人に対する非難というのは。

○遠藤光博委員長 外山議員。

○外山麻貴議員 民間人というか、私たちとしては、そもそも政治の党に対しての質問をしに行ったので、それが間違っているのであれば、返答していただければ、私たちも認識を新たにするという前提で言っていましたし、それを刑事訴訟法の立証責任を負ってから質問しろと言われるのも、ちょっと政治活動としては違うのではないかなと思うのですけれども。それは、言われ損といいますか、対等な党と党の関係だったら、答えていただければ、私たちの見解が間違っていたり、想定が間違っているのであれば、私たちの認識を変えていきますし、そこは指摘していただければいいのではないかなと思うのですけれども。そもそも……

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 事実かどうか分からないことを質問ばかりされても、その組織対応し切れませんよね。組織が大きければ大きいほど、余計そうですね。そういうことを、やはり、例えば一般的な質問、あなたの党はこういう考え方ですかという質問は別に構わないと思うのですけれども、あなたの党はこのような犯罪的なことやっただしょうっていうのであれば、その犯罪的な事実をきちっとある程度証明して物を言わない限り、誹謗中傷ではないのですか。そうなる可能性があるのではないですか。

それで、そこをきちっと証明しないと、言われた側は、例えば、反証できないこともあるわけですよ。今回のこの—————なんて、多分組織の末端で起きていることかもしれないとしても、その中央部分とか、あるいはある程度一定の組織合意であってやっていない限りは、事実かどうか分からないわけですよ。そこは、やはりきちっと証明して言わない限り、あつたの、なかったのの水かけ論でしかなくなるわけですよ。そうすると、やはり組織の外の人たちは、勝手に疑って見てしまうと。そうすると、やはり事実かどうか分からないことが流布されるということになるのではないのですか。

だから、そういう意味では、考え方の違いとか、それならともかく、そうではなくて、非道なことを相手がやっているというなら、一定程度相手が非道であることはきちっと論証する、そのための根拠というものを持って言わなきゃいけないのではないのですか。そこに関しては、今後ちゃんと守っていただいた上で、こうしたことの再発防止をしていくということ、こうしたエラー発言。それから、聞くだけだったらいいのだと言うけれども、聞くだけというのは、議会の質問権、外山議員行使してみても分かったと思うのですけれども、聞くだけで済む話ではないですよ。一定程度、やはり相手にこんなのではないのですかっていうものを与えていくわけですよ。そこに関しての認識をちょっとお伺いいたします。



- 遠藤光博委員長 野本委員。
- 野本一幸委員 つばさの党の話になっているから……
- 黒川滋委員 違う、違う。だって……
- 野本一幸委員 いやいや。だから、そうだけど、ただ、それを外山議員が……
- 黒川滋委員 外山議員の認識を聞いているのです。
- 野本一幸委員 それを、外山議員がそういうふうにして、表立ってやるかやらないかという事で。
- 黒川滋委員 やるかやらないかだけではなくて……
- 遠藤光博委員長 この際、暫時休憩します。

(午後3時12分)

- 
- 遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時14分)

- 
- 遠藤光博委員長 外山議員。
- 外山麻貴議員 基本的には、謝罪して撤回しましたし、発言機会において、客観的に証明されたもの、根拠がきちんと、まだ不明確であるようなことについて発言するのは控えたいと思います。
- 遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。
- 利根川委員。
- 利根川仁志委員 今、黒川委員の質問で、謝罪、撤回しましたよね。外山議員はもう発言しないと言っている。ただ、この謝罪、撤回したことというのは、事実無根でしたと言っている文章なのですよ、言っている発言なのですよ。それって、事実無根なのだという事は、つばさの党、またはその関係者で、外山議員が議場で事実無根だったという発言をつばさの党で共有しているのですか。
- 遠藤光博委員長 外山議員。
- 外山麻貴議員 基本的に、もともとの私の発言も、——は基本的に個人的な思いがあつてという条件で、こういう経験をして、そういうストーカー的な被害を受けて、その上での発言なのだという前提で私も発言しておりますし。なので、——の個人的思いから、やはりそれは強い政治的理念として活動していますし、支持者の方もいますし、実際に被害に遭われている方もいますし、基本的にそこをの検討というか、個人的な相談を受けて対応しているのも——ですし、私としては、同じ党ですし、党の支持者としては、別にこの人はこの人の支持というわけではなくて、つばさの党の支持者の方々として会いますので、そこは分け隔てなく接しておりますし、世の中にはいろいろな立場の方々がいらっしゃるので、基本的には、私たちの党というのは、王道の政治主張をするような党ではないので、そういうところがいいとって支持してくださる方もいらっしゃるのです。

でも、基本的に、私は朝霞市議会議員としての立場もありますし、幾ら主義、主張があるからといって、攻撃的になったり、威圧するような政治主張の仕方というのは、私個人の意見としてはやめたほうがいいという意見ですし、基本的にそこは、これからは私自身の立場からは、党の者に対してももう少し活動の仕方は考えてほしいということは主張していきま

すし、私の議会における発言も、基本的に自分が朝霞市議会議員としての倫理や自覚にのっ  
とって発言することは、これからもきちんと自分に課していきたいと思っています。

○遠藤光博委員長 外山議員に申し上げますけれども、先ほどから事実無根という文言を使っ  
ていらっしやいますけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 この際、暫時休憩します。

(午後3時19分)

---

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時19分)

---

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 本人、発言撤回していますし、見解もある程度お聞きできたので、本人に対す  
る質疑としては、今のところぐらいまでかなという感じはしています。

ほかの委員が聞き足りないとか、そういうことがなければ、御本人に対する、外山議員に  
対する質疑は一旦ここで終わりにして、委員会としてどうするかという議論のほうに移って  
いくべき段階に入ったかなという感じはします。

○遠藤光博委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 では、ほかに質疑がないようですので、外山議員に対する質疑を一旦ここ  
で終了したいと思います。

外山議員におかれましては、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(外山麻貴議員退室)

○遠藤光博委員長 この際、暫時休憩します。

(午後3時21分)

---

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時22分)

---

○遠藤光博委員長 それでは、先ほど黒川委員のほうから今後の進め方についての御意見があ  
りました。せっかくですので、ここで皆さんから今後について、進め方について御意見を伺  
いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

田原委員。

○田原亮委員 お疲れさまでした。

今日の質疑も、全体に振り返って、もう一回ちょっと流れを整理したいなというふうに思  
うのですけれども、まず、政治倫理条例が出て、それから報酬の関係の条例も出て、それ  
に対しての議場での発言で、非常に不規則な発言があって、不穏当ですね、不穏当な発言があ  
って、出たのがこの懲罰動議であって、そのときに、議長から1回聞いているのですよね、  
本人に撤回の意思がないかどうか。でも、それはないというので懲罰動議になったのが、こ

の委員会の本来の在り方ですので、その後にあったことがどうというのは、基本的には関係ないなというふうに思っています。

その後、この懲罰動議があったから、発言撤回の申出があつて、議場で本人がおわびしたんだけど、その事実をもってこの懲罰動議が消えるわけではないので、これが進んでいて、かつ、その週の土曜日か何かに、私的な集会の中で、自分の撤回を全部ひっくり返すようなとんでもない発言があつて、それが余計に話をややこしくしているというのが、今の現状かなというふうに思っています。

先ほどから繰返し委員長がお話をしており、議場での発言に対しての真贋というふうなところも含めて、私も前回かなり質疑したのですが、例えば、先ほどのツイッターの代表の方の発言とか、やはりこれ照らすと、懲罰動議の委員会で決めるというよりかは、やはり我々が可決した政治倫理条例の違反案件というか、これをちょっと、書いてあるとおり、私も直接名指しされたので非常に恐怖を感じましたし、この政治倫理条例に、3条の第4号には、第三者による第3号に掲げる行為に関与する行為ということで、本人もいろいろなことを言っていますけれども、私は止めているだとか、配慮はしているとか、接見禁止だから話ができないとか、いろいろなことを言って、結局は、多分、僕は皆様と違って直接被害を受けているので、そういう体なのだろうなしかやはり思えないのですね、誠実さが全然感じられないというか。

これ以上やっても多分無理だろうし、政治倫理条例違反ということで、今回は市長選の後だとか、小池議員のこともあつて、僕もちょっと何か泣きっ面に蜂どころかスズメバチ状態なので、全然そこまでは気は回らないのですけれども、やはりこの条例に照らして、これはないだろうということは、今回のことも積み上げて、また彼女の、議場に限らず、やはり市議会議員としてのことをおとしめるような、条例で定めたようなことがあるようであれば、やはりきちっと毅然と対応していくというふうなことをやっていく以外にないのかなというふうに思って、先ほどずっと聞いていました。

なので、懲罰動議を発端にしたこの懲罰特別委員会は、私個人的には、ほかの方がまだ聞きたいというのであれば、まだ本人呼ぶ可能性もあるのでしょうけれども、前回もあれだけ聞いて何か全然のれんに腕押しな感じで、今日も、何なら配信するのはYouTubeは当たり前だみたいな、そのような文化だつていうふうな話までしているので、なかなかちょっと、キャッチコールは難しいなと、ノーダメージなのだろうなというぐらいになってしまうような感じの状況なので、もうきちんと今回のこと、まずは結論をこの懲罰委員会では出して、懲罰委員会で結論出たところで、彼女が幾ら気をつけているとはいっても、その気をつけている人たちと離れるようなことは今まで見ていてもないので、やはり第三者の関与があるのではないかなって、私は疑ってしまいますし、もし外山議員本人以外の行動で、やはりちょっと目を覆いたくなるような、耳を塞ぎたくなるようなことが出てくるのであれば、やはり全国で初といって過言ではないと思いますが、政治家の政治姿勢に対する倫理条例に照らして、毅然と対応していくしかきつないだろうなというふうに思いました、ということが、我が会派としてもそのような感じの話になっています。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

野本委員。

○野本一幸委員 いろいろ今、話聞いて、ある程度出そろったというか、意見、それぞれの思いというのが伝わったのかなと思いますけれども、やはり聞いていて、つばさの党と外山麻貴議員との、外山議員とのそういう、一緒にやっているのだけれども、なかなか立場的にうまく伝わらないという部分もあると思うんだよね。

だから、私が思うには、本人も今日言って、今田原委員も言われていましたけれども、もうこれ以上言っても堂々巡りだよみたいなのところもあって、本人も反省しているかのように見えて、本当に反省しているかもしれないし、いや、実はそうではないかもしれない。ただ、それというのは、人間だから見抜けないのだよ、分かんないのだよ。だから、その辺はこれからじっくり見て、いずれにしても懲罰委員会開いたんだから、何らかの形で、これからそういう処罰はしていかなきゃいけないのではないかなと思うのですけれども、その辺も含めて、うちのほうの会派のほうに持ち帰って、どういうふうに、こういう話があったのだけれども、どういう形で収めようかというのも話そうと思っているので、もう一回ぐらいはぜひやってもらいたいなど、委員長、お願いします。

○遠藤光博委員長 ほかに意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 先ほど黒川委員が、きちんと選挙の妨害をしないのだという言質を取らなかったら不安だという声もありますし、ただ、全国的な懲罰委員会の結論の判断として、基本的には厳重注意か陳謝となっているのがほとんどという状況で、そこが出席停止だとか除名だとかというと、相手方のほうから裁判も、告訴もされるみたいな事実もあるというのは聞いているところです。

今回の内容としては、もしこの委員会をそろそろ結論出そうということになれば、その処罰の内容が何によるかによってまた変わってくるし、陳謝ということであれば、この委員会でその陳謝文書をつくらなければいけないという、それを議場で読んでもらうということになると思うのだけれども、そこは皆さんの意見を聞きながら、どういう結論、どういう処罰にするのだということも確認をしないと、陳謝ということになれば、次の委員会では謝罪文書をつくって、ここに持ってきて、これでどうだろうかということにならなければいけないし、その結論も含めてちょっと、次で最後にするのか、まだどうするのかということも決まっていないと思うので、結論も含めて話し合っ、次の段階に進むというふうにできればなって思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに。

黒川委員。

○黒川滋委員 事実確認的なことはもう限界かなという、平行線だし、何となくこういうことなんだろうなということは、ある程度確認できたなというふうには思っているのですね。

そうすると、次に、懲罰を構成する要素を確認しなければいけないと思うのですね、立証責任みたいなものだと思うのですけれども、懲罰を構成する要素を確認するというで、それをまとめ上げるのがまず第1段階。それから、次の第2段階としては、それに基づいてどのような懲罰をするかということを決めるのが、次の段階。その次の段階に、その懲罰に基づいて、どのような手続を議会でするのかというのが、この三つぐらいの段階が要ると思うのですね。一番ちょっと面倒なのは、懲罰の構成要素を検討することだと思うので、ここをどういうふうに積み上げていくのかというのを、各会派で、この懲罰委員のメンバー

できちつと確認して、調整して、これがやはり懲罰の構成要素だということをきちつと積み上げていくことが必要だろうというふうに思います。

それと並行しながら、もう時間もたってきて、ただ、市長選挙があったので、もう一回繰り返してはいると思うのですけれども、市民が朝霞市政に対する不信感ですよ。これ、外山議員だけに限らずだったと思うのですけれども、過去において、やはり市議会議員という地位を使って、ネット上での大暴れをして、変な言い方すると、今兵庫で問題になっている政党も、党首以外で初めて議員が出たのは朝霞市議会ですし、何かにおいてこういう問題というのは、朝霞市議会が舞台になってしまっているのです、これも選挙の時期的な問題ってどうしようもないところあるのですけれども、そういうことがあるので、やはり市民があんまり納得簡単にしていないなというのは感じるのです。その市民の納得性を議会としてどう応えるかというのは、懲罰の結論とはまた別に要るのかなというふうに思います。

私自身は、この朝霞市議会、非常に堅いけれども、一方では言論の自由を認めてきたし、それは野本委員に何回もやじられたり、言われたけれども、それでも決してSNS規制など受けたことないですし、県内のほかの議会では結構きついSNS発信規制とかやっているところありますけれども、そういうこともしないでしてくれたということで、このよさをちゃんと守っていくためには、やはり議員が一定程度、市民を怖がらせないような発信の仕方というのはちゃんとやっていくことが必要だし、そのことのための対策というのが要るんだろうなという感じはしています。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに。

ごん委員。

○ごん純一副委員長 ありがとうございます。

すみません、ちょっとこの懲罰委員会の進み方なのですけれども、僕だけかもしれませんが、非常にちょっと危機感を感じておまして、最初のほうから迅速に懲罰を下すべきだと、僕、主張させていただいていましたけれども、例えば、岐阜県池田町の例でしたら、委員長の威嚇的発言で、2023年12月6日にそれが発生いたしました。12月8日に動議が出されていまして、12月13日に懲罰で、15日に陳謝を行われました。ほとんどもう1週間ちょっとの決定で終わっているのです。

これが岐阜県池田町だけかということ、そうでもなくて、結構ほかのところもそうです。例えば、二本松市の市議会でしたら、特定の私人の人格、人権を毀損するような発言があった、これが令和3年6月7日に起きました。6月15日の懲罰、1日の出席停止が決まりました。すみません、6月14日にそれが決まりまして、6月15日に決定しましたというのが、もう流れだったのです。

我々も、2024年6月15日に懲罰動議出しまして、2025年4月8日現在、まだ何も決まっておられません。正直、私のほうに市民の皆様から意見を言われまして、はっきり言われたこともあります、朝霞市議会の議員はつばさの党が怖いから懲罰を下せないのではないかと、冗談のようだけれども、本当にこれ言われています。ですので、私はむしろ、いつまでも決められない状態なのが、非常に朝霞市議会の信頼を低下させていると思います。

とにかくこれ、回数が少ないという御意見もありましたけれども、例えば、福岡県田川市のところで、2023年12月に議長が公平さを欠く議事運営をしたということで、これ、非常に

慎重な議論をすべきだということで、5回の協議会行われましたが、これ全て1か月以内に行われているのです。2月22日に議長の陳謝が行われました。やりようによっては、迅速に結論を下すことはできると思うのです。

ですので、ぜひ私は迅速な意思決定をしていただきたいと、皆様をお願いを申し上げまして、発言を終了させていただきます。

○遠藤光博委員長 ほかに意見ありますか。

(「質問いいですか」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 石川委員。

○石川啓子委員 すみません。決め方というか、ちょっと初めての経験なので、多数決なのかどうかということも含めて、あと、この委員会ということで、私たちが選ばれてやるのですけれども、例えば、それがここで多数決なのかどうなのかあれですけれども、決められた後に、そこがもう最後の決定になるのか、ちょっと進め方がよく分からないので教えていただきたいです。

○遠藤光博委員長 この際、暫時休憩します。

(午後3時37分)

---

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時43分)

---

○遠藤光博委員長 田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。

今、黒川委員のほうから一旦持ち帰ってということで、それは私も賛成なのですけれども、先ほどのごん委員のお話、ちょっと何か体調悪そうなところ申し訳ないですけれども、前にもお話ししたのですけれども、多分ごん委員が言っている今までのたくさんのいろいろなことを言われていますでしょう、私も言われているのですけれども、これと懲罰動議の我々の懲罰委員会って別で、今、ごん委員がずっと言われてきたこと、私たちも言われてきたことというのは、去年の6月委員会で辞職勧告決議案ということで、それは結論出ているのですね。辞職勧告決議案以外のことを議決することできないので、市議会としてはそれが限界なのですよ。今、ごん委員がおっしゃっているいろいろな事例というのは、私ももちろんよく分かっていますけれども、今回何で長引いているかという、あまりにも不穏当発言が多過ぎると、それから、その後全部ひっくり返すような発言をしているので、ちゃんと話さなくてはいけないのだよというので、ずっとこういうふうに来ているだけの話であって、ごん委員がいろいろ言われていることがそのまま当てはまらないということは、ちょっと言っておかないといけないなと思って、発言をさせていただきました。

多分今の話って、2パターンの分があるか、もしくは……

○遠藤光博委員長 戒告と謝罪。

○田原亮委員 があるかということで、どうするのかという話なのですけれども、多分、それは懲罰するかしないかを、まず今日議決するなり、しない。

(「構成要素が」と呼ぶ者あり)

○田原亮委員 ああ、なるほどね。

では、1回持ち帰って、それは、これだけの多い不穏当発言があるわけだから、もう一回ちょっと、この今日の話の流れも、私が話したことも会派に持ち帰らせていただきたいと思いますので、今日のところは一旦持ち帰りをお願いしたいなと思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 今後のこの懲罰委員会の日程ってなると、今日は継続ですと。次は、その懲罰する構成を持ち寄って、だから懲罰なんだということを確認しましょうと。その次がその内容、どういうふうにしましょうかっていうので、その次が、内容が決まったら、こういう文章にしましょうとかという、あと、だから3回か4回という日程になってきちゃいますよね。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 最短だと2回かなと思っているのですね。次にやはり構成要件確認して、丸かバツか決めて、それで、最終結論がもう一回、本会議に戻すということになるかなと思うのですね。最短でいくとね。1個ずつやっていくと4回か5回になってしまうので、それはどういうふうに、どのタイミングでどう結論を出すかということを目指すかによって変わるかなという感じはしますね。ただ、もう事実確認的なものはもう大体終わっているのだからどう、これがやはりよくなかったですよという話にするかな、議会にとってよくなかったことですよってするかかなというふうに思っています。

あと、それからもう一つ言うと、ちょっと今までの懲罰とは想定外のことが起きているのですね。今までの懲罰って、議員は、真つ当な発言をする中でエラーをやらかすということが前提、しかも、SNSみたいなリアルタイムでいろいろな情報を流す手段がない時代の話。議会で締めれば、大体議員はそこできちっと行動を改めるということ前提だったのですけれども、今、別世界の言論世界ができている中での案件ということの中で、やはりちょっと扱いが違うんだろうなという感じがしています。あるいは、そういうミニ政党であるので、政党のほうの自治能力で議員を締めるということもなかなか難しい人がいるということも前提にした上で、この四つしかない制裁の手段の中で、議会がどうするかということのやり方と市民の納得性だと思っています。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 一応確認させていただきます。

今後の流れとして、先ほど3パターンとか2パターンとかという話があるのですが、今日は、今皆さんの御意見の中から、継続してもう一回持ち帰りたいという御意見が多かったので、例えば、ここで継続した場合の流れとしましては、次の日程を決めます。そこで懲罰かけるか、かけないかを議論して、採決いたします。かけなければ、もうそこで終了になります。もし懲罰としてかけるとなった場合には、先ほど言った四つの中の一つを決めることになります。できれば、その日に戒告文なり謝罪、陳謝文なりも議論していただいて、決めていただければ、そこの本会議場で委員長報告やりまして、陳謝、謝罪文を読んでいただくという流れになるかと思うのですね。ここをもし継続にするのであれば、またその文面についての検討という議論ということになるのですよ。こういった流れになります。よろしいでしょうか。

御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 日程については、社会情勢よく組み合わせて流れを決めていただきたいと思います。

社会情勢等無視した結論をやると、出した結論が反宣伝の材料になる可能性があるため、私は警告したいと思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 それでは、お諮りいたします。

外山麻貴議員に対する懲罰の件については、さらに審議をする必要があるため、継続審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

また、次回の委員会の予定については、次の日程については、私のほうで調整をし、決まりましたらお知らせをしたいと思います。

---

○遠藤光博委員長 以上で、本委員会を終了します。

お疲れさまでした。

(午後3時50分)

◎懲罰特別委員長